

倉敷市PTA連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第3条第1項第5号に基づき、著しい功績のあったものに対し、表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 被表彰者は、倉敷市及び早島町の幼稚園・認定こども園園児、小学校児童、中学校生徒、並びに単位PTA及び単位PTA会員とする。

(表彰の条件)

第3条 表彰対象者は、次の条件に該当するものとする。

- (1) 単位PTAで会長又は副会長若しくは同等の役職を通算して3年以上務め、かつ単位PTAの運営に関し、特に実績の顕著なもの
 - (2) 園児・児童・生徒で、他の模範とするに足る行為や、有益な調査・研究、発明または工夫・考察、特に賞賛に値する顕著な実績など、表彰に値する行為をしたもの
 - (3) 市P連会長が、特に必要があると認めたもの
- 2 前項第2号については、他の団体から表彰を受けていない事項に限る。

(申請)

第4条 表彰の手続きは、単位PTAで前条の基準の該当者がいる場合は、民主的に審査を行い、別に定める表彰申請書にて、これを市P連に申請する。

(審査)

第5条 審査は、市P連常任委員会でこれを行う。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状を単位PTAに贈って、これを行う。

(表彰記録)

第7条 市P連は、この表彰に関する帳簿を備え、かつ保管する。

(改正)

第8条 本規程の改廃は、総務部会の議を経て常任委員会で決定し、総会で報告する。

附則

この規程は、令和3年5月28日より施行する。
令和6年5月8日一部改正。